

## 規制改革会議地域活性化 WG ヒアリング項目に係る提出資料

(農林水産業・地域産業振興タスクフォースに関するヒアリング)

平成 19 年 4 月

総務省消防庁予防課

### 「町家や古民家を活用したネットワーク型ホテル構想の実現」

〔質 問〕

農家民泊については、地元の消防長又は消防署長の判断により、誘導灯を設置しないことが可能との見解を示している。町家や古民家を宿泊施設として利用する場合も、同様の緩和措置が可能と考えるが、見解を示されたい。

(回答)

- 1) 特区第9次提案(平成18年7月)において、武家屋敷等を利用した宿泊施設に対して農家民宿と同様な特例基準を適用する旨の要望があったことから、簡明な避難経路、従業員による避難口の案内等、避難の容易性が確保されれば、農家民宿に限らず武家屋敷等既存の小規模な民家を活用した民宿等についても特例を適用するとの考え方を通知(平成19年1月19日付け 消防予第17号)により示している。

(参考)

#### 消防法(昭和23年7月24日法律第186号)抄

**第17条** 学校、病院、工場、事業場、興行場、百貨店、旅館、飲食店、地下街、複合用途防火対象物その他の防火対象物で政令で定めるものの関係者は、政令で定める消防の用に供する設備、消防用水及び消火活動上必要な施設(以下「消防用設備等」という。)について消火、避難その他の消防の活動のために必要とされる性能を有するよう、政令で定める技術上の基準に従って、設置し、及び維持しなければならない。

#### 消防法施行令(昭和36年3月25日政令第37号)抄

**第32条** この節の規定は、消防用設備等について、消防長又は消防署長が、防火対象物の位置、構造又は設備の状況から判断して、この節の規定による消防用設備等の基準によらなくとも、火災の発生又は延焼のおそれが著しく少なく、かつ、火災等の災害による被害を最少限度に止めることができると認めるときにおいては、適用しない。

民宿等における消防用設備等に係る消防法令の技術上の基準の特例の適用について(平成19年1月19日付け 消防予第17号)

(別添参照)

欧米では、別名「アパートメントホテル」とも呼ばれている「ウィークリー、マンスリーアパートメント」が一般的に事業展開している。中には、高級ホテル以上に豪華な部屋もあり、家具・家電・調理器具など生活に必要なものが揃っていることから一般的には、三日以上の観光客などの滞在に使われている。現地で「暮らす」感覚を楽しめるほか、大人数で利用すれば値段も割安になっている。また、長期滞在型ビジネス需要にも適している。

これらのように、日本におけるウィークリーあるいはマンスリー型のマンション等とは明らかに異なるがこうしたコンセプトのプロジェクトが何故日本では実現できないのかその理由や見解を示されたい。

(回答)

- 1) 消防庁においては、ご指摘にある「ウィークリー、マンスリーアパートメント」の実現に向けての具体的相談又は規制緩和等の具体的意見を把握していないため、回答できない。

なお、具体的相談又は規制緩和等の具体的意見があれば、随時検討する。

地域活性化を図る観点から、地域資源を活用したネットワーク型ホテルの実現に向けた民間の取り組みについて、実現の障害となる規制の廃止や緩和などの支援措置を講ずるべきと考えるが、見解を示されたい。

(回答)

- 1) 消防庁においては、ご指摘にある「ネットワーク型ホテル」の実現に向けての具体的相談又は規制緩和等の具体的意見を把握していないため、回答できない。

なお、具体的相談又は規制緩和等の具体的意見があれば、随時検討する。